

# 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項

## 1 目的

区では、平成 29 年 4 月に「港区客引き行為等の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、公共の場所における客引き行為等を防止するための取組を行っています。

本業務を行うには、警備業法に基づく業者であり、繁華街の生活安全対策や巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウを有するとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢が必要不可欠であるため、公募型プロポーザル方式により事業候補者選考を実施します。

## 2 業務概要

### (1) 件名

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託

### (2) 業務内容

- ① 条例の周知・啓発
- ② 条例の違反行為者に対する指導
- ③ 六本木安全安心憲章の周知・啓発（六本木地区のみ）
- ④ その他社会通念上の迷惑行為（※）の抑止・啓発

（※）「迷惑行為」とは、公共の場所における下記の通行妨害行為等をいう。

- ・ 通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為
- ・ 路上喫煙、ごみの不法投棄等のルール違反行為（「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で禁止されている迷惑行為等）
- ・ 上記のほか、社会通念上、公衆の迷惑と認められる行為

※詳しくは、「別紙 1 仕様書（案）」を参照してください。

### (3) 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成 17 年港区条例第 64 号）第 2 条第 2 項に基づく長期継続契約に該当します。

#### 【長期継続契約に係る留意点】

#### 1 発注者の解除権

長期継続契約は、契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合がありますことをご承知おきください。

#### 2 業務履行評価の対象

本件は、港区業務履行評価に関する要綱（平成 25 年 1 月 21 日 24 港総契第 2195 号）に基づく業務履行評価の対象契約です。

業務を受注した後、一定期間経過後、定期的に港区が業務の履行状況を確認する業務履行評価を行います。業務履行評価実施後、実施結果が通知されます。業務履行評価の結果が「不良」である場合は契約解除となる場合もあります。

#### 3 労働環境の確保策の対象

本件は、港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成 27 年 12 月 28 日 27 港総契第 2185 号）の対象契約です。

**【対象契約において必要となる主な対応】**

- ・対象契約については、港区が設定する最低賃金水準額を設けています。業務を受注する場合には、労働者等に最低賃金水準額を支払う必要があることに留意してください。
- ・区は、受注者に対して、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請し、受注者に可能な範囲で対応していただきます。

なお、詳細については港区ホームページで公表している「労働環境確保策に関する手引き」をご確認ください。

**(4) 事業規模**

平成 31 年度は年間 313,109,000 円（税抜）まで、平成 33 年度は年間 311,817,000 円（税抜）までを予定しています。

なお、平成 32 年度は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う業務拡充（「別紙 1 仕様書（案）」参照）のため、年間 335,049,000 円（税抜）までを予定しています。

この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。

※本件は、平成 31 年 4 月から実施する事業のため、予算の議決前に業務委託事業候補者を募集します。予算成立後、予算の範囲内の規模での業務委託を行う予定であることをあらかじめご了承ください。

### **3 参加資格**

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、または契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 「別紙 1 仕様書（案）」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。
- (7) 警備業法に基づく事業者であり、繁華街における生活安全対策や巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウを有していること。

#### ※区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。なお、プロポーザル選考に、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。

区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、「別紙2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考方針」を参照）。

## 4 選考スケジュール（予定）

| 事項               | 日程                                      |
|------------------|---|
| 募集要項の公表・配布期間     | 平成30年12月3日（月）から<br>平成30年12月17日（月）午後5時まで |
| 募集要項に対する質問受付期限   | 平成30年12月10日（月）午後5時まで                    |
| 質問一斉回答           | 平成30年12月12日（水）                          |
| 参加表明書・企画提案書等提出期限 | 平成30年12月17日（月）午後5時まで                    |
| 第一次審査（書類審査）結果通知  | 平成31年1月16日（水）                           |
| 第二次審査（プレゼンテーション） | 平成31年1月21日（月）                           |
| 第二次審査結果通知        | 平成31年1月23日（水）                           |
| 契約手続き            | 平成31年2月中旬以降                             |
| 業務委託開始           | 平成31年4月1日（月）                            |

## 5 配布書類等

### （1）配布場所

「14 担当・連絡先」に記載のとおり

※配布書類は、区公式ホームページからダウンロード可能です。

### （2）配布期間等

#### ア 窓口配布期間

平成30年12月3日（月）から平成30年12月17日（月）まで

※午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

#### イ ホームページ掲載期間

平成30年12月3日（月）から平成30年12月17日（月）まで

### （3）配布書類

#### プロポーザル実施関係

ア 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項

イ 【別紙1】仕様書（案）

ウ 【別紙2】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考方針

#### 提出資料関係

- ア 【様式1】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書
- イ 【様式2】共同事業体構成書
- ウ 【様式2-2】共同事業体協定書兼委任状
- エ 【様式2-3】委任状
- オ 【様式3】質問書
- カ 【様式4】事業者概要
- キ 【様式5】事業者の業務実績
- ク 【様式6】警備員指導教育責任者の経歴
- ケ 【様式7】プロポーザル参加辞退届

## 6 参加表明書の提出について

### (1) 提出期間

平成30年12月3日（月）から平成30年12月17日（月）まで  
午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く）

### (2) 提出方法

以下のとおり書類に必要事項を記入又は用意し、直接担当まで持参してください。

- ア 提出書類1 【様式1】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書 1部
  - イ 提出書類2 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく認定証の写し 1部
  - ウ 提出書類3 【様式2、2-2】共同事業体構成書及び共同事業体協定書兼委任状 1部
- ※「ウ 提出書類3」については、共同事業体のみ

### (3) 提出先

「14 担当・連絡先」に記載のとおり

## 7 質問書の受付・回答

### (1) 受付期限

平成30年12月10日（月）午後5時まで

### (2) 受付方法

【様式3】質問書に必要事項と質問を記入の上、「14 担当・連絡先」まで 電子メールで提出してください。電話による質問には回答しません。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。なお、メール未着などによる不利益等について、区は責任を負いません。

### (3) 回答方法

平成30年12月12日（水）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

## 8 企画提案書等の提出書類について

### (1) 提出受付期間

平成30年12月3日(月)から平成30年12月17日(月) 午前9時から午後5時まで  
※事前に電話予約の上、来所してください。

### (2) 提出先

「14 担当・連絡先」に記載のとおり

### (3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

### (4) 提出資料

- ア ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことのわかるもの(該当企業のみ)がある場合はその写しを 1部  
※該当する場合のみ。「別紙2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考方針」参照。
- イ 提出書類4【様式4】事業者概要
- ウ 提出書類5【様式5】事業者の業務実績
- エ 提出書類6【様式6】警備員指導教育責任者の経歴
- オ 提出書類7【様式なし】企画提案書①業務に対する基本的な考え方・取組姿勢
- カ 提出書類8【様式なし】企画提案書②人材の確保等について
- キ 提出書類9【様式なし】企画提案書③実施体制等について
- ク 提出書類10【様式なし】企画提案書④来街者等への条例及び六本木安全安心憲章の周知・啓発について
- ケ 提出書類11【様式なし】企画提案書⑤新橋地区の地域特性を踏まえた改善手法について
- コ 提出書類12【様式なし】企画提案書⑥六本木地区の地域特性を踏まえた改善手法について
- サ 提出書類13【様式なし】企画提案書⑦赤坂地区、大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の地域特性を踏まえた改善手法について
- シ 提出書類14【様式なし】見積書

### (5) 提出部数

ア 提出資料4～14 10部

イ 提出資料4～14のデータを格納したCD-R等 1枚

※Word、Excel または PowerPoint の元データと PDF 形式としたデータの両方をご提出ください。

※CD-R等表面には社(者)名を記入してください。

### (6) 企画提案書等の体裁

#### ア 規格・分量

提出書類4～13については、A4サイズとし、うち提出資料4、7～13については2枚以内とします。提出書類14については、年度ごとに各A4サイズ1枚以内とします。

#### イ 体裁等

①表紙を作成し、「港区客引き行為等防止巡回指導業務提案書」と明記するとともに、右上に参加申込時に港区が伝える申込番号を記入してください。

②提出資料は、片面印刷とし、番号順にファイル等に綴じ、目次及びページ番号をつけてください。

③すべての提案書等の中には事業者名を特定する事項を記入しないでください。

④個人情報の観点から、本応募に関係のない氏名、写真等は記載しないでください。

(7) 企画提案書等作成要領

提出資料4～6は、下記ア～ウの<記載事項>について各様式に従って記入してください。  
提出資料7～14は、見出しに提出資料名を明記してください。

なお、作成に当たっては前記(6)「企画提案書等の体裁」を遵守してください。

ア 提出資料4【様式4】事業者概要

<記載事項>

事業者の概要について

※「様式4」の記入欄に従ってください。

イ 提出資料5【様式5】事業者の業務実績

<記載事項>

事業者として平成25年度以降に履行期間3か月以上継続して官公庁等から受注した類似事業の実績 ※「様式5」の記入欄に従ってください。

ウ 提出資料6【様式6】警備員指導教育責任者の経歴

<記載事項>

警備員指導教育責任者として平成25年度以降に官公庁等から受注した類似事業の実績 ※「様式6」の記入欄に従ってください。

エ 提出資料7【様式なし】企画提案書①業務に対する基本的な考え方・取組姿勢

<記載事項>

業務に対する基本的な考え方・取組姿勢について

オ 提出書類8【様式なし】企画提案書②人材の確保等について

<記載事項>

- ① 人材確保について（定年退職した警察官等実務経験者の確保、業務従事者の雇用形態・実績、職員確保の計画、欠員時の代替体制等）
- ② 業務従事者への教育やスキルアップのための研修の実施体制等について

カ 提出書類9【様式なし】企画提案書③実施体制等について

<記載事項>

- ① 安全対策について
- ② 緊急時の体制について
- ③ 警察等関係機関との連携について
- ④ ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中の実施体制、来街者への対応等の提案

キ 提出書類10【様式なし】企画提案書④来街者等への条例及び六本木安全安心憲章の周知・啓発について

<記載事項>

来街者等に対する条例及び六本木安全安心憲章の効果的な周知・啓発について

ク 提出書類11【様式なし】企画提案書⑤新橋地区の地域特性を踏まえた改善手法について

<記載事項>

- ① 新橋地区（新橋1～4丁目）における客引き行為等の地域特性及び現状分析
- ② 状況改善に向けた具体的な手法（効果的な巡回啓発・指導方法、班編成数、構成人数、構成員の役割等）及び期待される効果

ケ 提出書類12【様式なし】企画提案書⑥六本木地区の地域特性を踏まえた改善手法について  
＜記載事項＞

- ① 六本木地区（六本木3～7丁目）における客引き行為等の地域特性及び現状分析
- ② 状況改善に向けた具体的な手法（効果的な巡回啓発・指導方法、班編成数、構成人数、構成員の役割等）及び期待される効果

コ 提出書類13【様式なし】企画提案書⑦赤坂地区、大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の地域特性を踏まえた改善手法について

＜記載事項＞

- ① 赤坂地区（赤坂2～6丁目）、大門・浜松町地区（芝公園1・2丁目、芝大門1・2丁目及び浜松町1・2丁目）、田町地区（芝5丁目及び芝浦3丁目）及び品川地区（港南1・2丁目）における客引き行為等の地域特性及び現状分析
- ② 状況改善に向けた具体的な手法（効果的な巡回啓発・指導方法、班編成数、構成人数、構成員の役割等）及び期待される効果

サ 提出資料14【見積書】

＜記載事項＞

平成31年度から平成33年度の受注に要する経費の見積書を年度ごとに作成してください。金額は税抜とし、内訳・明細を記載してください。見積価格はあくまでも参考ですが、提出以降は受注内容に大幅な変更がない限り、金額を変更（増額）しないこととします。なお、見積額が2（4）の参考事業規模の上限額を上回る場合は、失格とします。

（8）注意事項

提出期限までに提出資料を提出しなかった場合は、失格とします。

## 9 事業候補者の選考と審査

「別紙2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考方針」のとおり

## 10 提案にあたっての注意事項

- （1）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
  - ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
  - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合。
- （2）本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- （3）提出書類等の返却はいたしません。
- （4）書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- （5）質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- （6）提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- （7）選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- （8）企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。

- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式7】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 11 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、平成31年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

## 12 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 13 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。



## 14 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園 1 - 5 - 25

港区防災危機管理室防災課生活安全推進担当（区役所 5 階）

電話：03-3578-2111(内線 2271) E-mail：minato36@city.minato.tokyo.jp